

◆宮崎県→他都道府県に登録移転【転出】

宮崎県に提出してください。

黒色のボールペン等（耐水性のもの）で記入してください（鉛筆書きや文字が消えるものは不可）。

記入例（転出）

様式第六号の二（第十四条の五関係）

登録事項（氏名、住所、本籍、勤務先）に変更がある場合、登録移転申請前に宮崎県に変更登録申請をする必要があります。

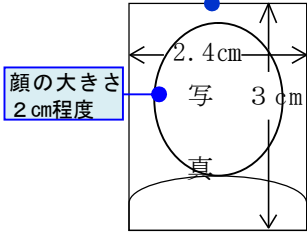
この「記入例」、注意事項等は宮崎県の処理を例としているものであり、都道府県によって取扱いが異なる場合があります。必ず移転先の都道府県の窓口に様式、手続き等御確認ください。

(A4)

3 2 0

登録移転申請書

6月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上半身、無背景の写真。写真の裏面に申請者の氏名及び登録番号を記入（表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意）。



宅地建物取引業法第19条の2の規定により、登録の移転を申請します。
宛名は移転先の都道府県知事

□□県知事 殿

平成31年 3月16日

申請者 郵便番号 (◇◇◇-◇◇◇◇)
住所 □□県△△市××○-○-○○
氏名 宮崎 県児

現在(宮崎県)の都道府県番号(45)及び登録番号を記入。

移転前の都道府県知事の受付番号

移転先の都道府県番号 * [] * []

移転前の登録番号 [4][5]-[][][8][8][7][7]-[] 右詰め

移転後の都道府県知事の受付番号 [][][] * [] * []

移転後の登録番号 [][][][][][][][][]

項番 ◎申請者に関する事項

11	フリガナ	ミヤザキ ケンジ
	氏名	宮崎 県児 <small>姓と名の間に1文字分空けて記入。</small>
	生年月日	H [] [] 03年 02月 15日 性別 1 1.男 2.女
	郵便番号	◇◇◇-◇◇◇◇
	住所市区町村コード	◎◎◎◎◎◎ [] [] 都道府県 [] [] 市区町村
	住所	××○-○-○○ <small>住所は、「丁目」「番」及び「号」などをそれぞれ(ハイフン)で区切り。</small>
	電話番号	000-0000-0000
	本籍市区町村コード	452017 [] [] 都道府県 [] [] 市区町村
	本籍	瀬頭 〇丁目〇〇番地 <small>本籍は、「丁目」「番」等を戸籍のとおり記入(ハイフン)で区切らない。</small>

自治体名(〇〇市、△△郡□□町)までをこの欄に記入し、それ以下は「住所」「本籍」欄に記入(政令指定都市(※宮崎県内はなし)の場合は行政区まで上段)。(例)
宮崎県西都市聖陵町0-0
(上段)宮崎県西都市
(住所・本籍欄)聖陵町0-0
宮崎県日向市東郷町山陰丙0-0
(上段)宮崎県日向市
(住所・本籍欄)東郷町山陰丙0-0
宮崎県西諸県郡高原町西麓0000
(上段)宮崎県西諸県郡高原町
(住所・本籍欄)西麓0000
広島県広島市中区基町0-0
(上段)広島県広島市中区
(住所・本籍欄)基町0-0

◎移転に関する事項

12	移転前の都道府県知事	45	移転の理由	□□県内で宅建業に従事しているため	*
----	------------	----	-------	-------------------	---

◎移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

	商号又は名称	××地所株式会社 <small>濁音及び半濁音も1文字として扱う。</small>		
	免許証番号	00 (9)	■ ■ ■ ■	確認欄 *

必ず記入(この確認が取れないと登録移転できない)。

確認欄

◆宮崎県→他都道府県に登録移転【転出】

就 労 証 明 書

氏 名 宮崎 県児

都道府県によって、名称が「在職証明書」等の場合もある。

生 年 月 日 平成 3年 2月15日

現 住 所 □□県△△郡▲▲町××○-○-○○

従事している 事務所・部課名 □□支店 営業部営業第一課

従事している 事務所所在地 □□県△△市◆◆○-○-○ ◆◆ビル901号

取引士登録番号 (宮崎) 8877号

現在(宮崎県)の宅地建物取引士の登録番号を記入。

上記の者は、平成30年 4月 1日から当社に在籍し、宅建業に従事していることを証します。

平成31年 3月16日

宅地建物取引業に従事している旨(又は予定)を必ず記入。
従事予定の場合は「従事している」を「従事予定である」として、いつから従事するのかを追記。
例) 宅建業に従事予定であることを証します(平成○年○月○日から従事)。

□ □ 県 知 事 殿

宛名は移転先の都道府県知事

所 在 地 東京都千代田区△△○-○-○ △△××ビル

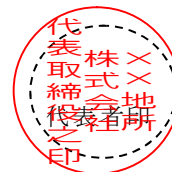
商号又は名称 ××地所株式会社

免許証番号 ~~知事免許~~ (9) ■■■■号
国土交通大臣免許

該当しない免許権者は消去

代表者氏名 代表取締役 ○○ △△

代表者印を押印。
※事務所の代表者印(政令使用人、店長等)ではない。



備考

- ① あて名は移転後の都道府県知事とし、その都道府県の発行する証紙をはり付けること。なお、申請書の提出は移転前の都道府県知事にすること。
- ② 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ③ 「移転前の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

4	5					1	0	0	
---	---	--	--	--	--	---	---	---	--

 [宮崎県知事登録第000100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「移転後の都道府県知事」の欄は、上記③の表より該当する都道府県知事のコードを記入すること。この場合、移転後に北海道知事の登録を受ける場合には51～64のうち該当するコードを記入すること。
- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H	0	1
---	---	---

年

0	8
---	---

月

2	3
---	---

日

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

[平成元年8月23日の場合]

- ⑦ 「性別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑧ 移転前と移転後において住所、電話番号が異なる場合には、「住所」、「電話番号」の欄には、移転後におけるものを記入すること。
- ⑨ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により該当する市町村のコードを記入すること。